

互助会からのお知らせ

「ドック負担金補助事業」を実施しています

青森県教職員互助会では、今年度から新規事業として、公立学校共済組合青森支部が実施する「宿泊ドック」又は「一日ドック」を受診した会員に自己負担金の一部を補助する「ドック負担金補助事業」を実施しています。詳細は、下記のとおりです。(互助会ホームページにも掲載しています。)

1. 事業内容

会員が、公立学校共済組合青森支部が実施する「宿泊ドック」又は「一日ドック」を受診した場合。(受診対象年齢以外の会員が自己負担し受診したドックは除きます。)
今年度の受診対象者は下記のとおりです。

種別	受診対象者(令和4年3月31日現在の年齢)
宿泊ドック	47歳、54歳、60歳
一日ドック	27歳、32歳、37歳、41歳、44歳、47歳、50歳、52歳、54歳、56歳、58歳、60歳、62歳、64歳

※47歳、54歳及び60歳は、宿泊ドック又は一日ドックのどちらか一方を選択

2. 補助対象者

会員本人(被扶養者は対象外)

3. 補助金額

- 宿泊ドック 10,000円
(共済組合の自己負担金 15,000円)
- 一日ドック 3,000円
(共済組合の自己負担金 8,000円)

※どちらも、最終的な自己負担金は5,000円になります。

4. 補助方法

公立学校共済組合青森支部が実施する「宿泊ドック」又は「一日ドック」を受診し、自己負担金を支払った後、ドック負担金補助請求書に、医療機関が発行する領収書を添付し、互助会へ請求してください。

互助会の医療費補助金等の給付金送金日に給付金振込口座へ送金します。

Q & A

～請求書提出時に参考にしてください～

Q① 請求書に添付する領収書は、コピーでもよいか？

A 原本を添付してください。
原本の返却を希望する際は、その旨記載してください。原本確認印を押し、返却します。
なお、領収書は、健診機関が発行したものを添付してください。(クレジットカードで支払った場合のカード支払明細書は不可。)

Q② 宿泊ドックを受診した際、互助会から10,000円が補助されるため、健診機関の窓口では、5,000円を支払えばいいのか。

A 健診機関へは、あくまでも公立学校共済組合青森支部で定めている自己負担金の15,000円を支払います。
宿泊ドック・一日ドックともに、ドックを受診し、自己負担金を支払った後、領収書を添付し、互助会へ請求書を提出すると補助が受けられます。

Q③ 互助会に加入していなければ、この補助は受けられないのか。

A 互助会に加入している方が補助対象となりますので、加入していない場合は、補助は受けられません。
互助会への加入を希望する場合は、加入申込書を提出いただくと、加入申込書を受理した月の初日から加入できます。
「ドック負担金補助事業」は、ドック受診日に互助会に加入している場合に補助対象となります。

Q④ 令和3年3月に受診した宿泊ドックは、補助の対象になるのか。

A 「ドック負担金補助事業」は、令和3年度から実施しているため、令和2年度に受診したドックについては、補助は受けられません。

「宿泊ドック」又は「一日ドック」の受診後は、互助会へ請求書の提出をお忘れなく！
また、請求書を提出するまで、領収書は紛失しないよう大切に保管して下さい。